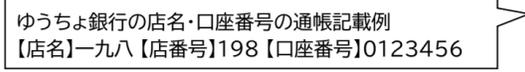
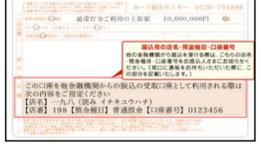


令和7年度 東京都私立高等学校等授業料軽減助成金（全日制・定時制）

Q&A よくお問合せをいただきご質問 ～お問合せの前にご確認ください～

No	項目	Q.質問	A.回答
1	申請について	昨年度に申請をした場合、今年度の申請は必要ですか。	毎年度(学年1回)申請が必要です。申請期間を過ぎた場合は受け付けできません。また、年度を遡って申請することはできません。
2		この制度は「就学支援金」や学校の授業料減免制度と併用できますか。	併用できます。ただし、「授業料軽減助成金」は、「就学支援金」との支給総額は49万円の範囲内で、保護者が負担する授業料が軽減額の上限になります。学校の制度等で授業料が全額免除されている場合は、対象なりません。なお、「東京都育英資金」や、他の奨学金等の貸付けを受けていても対象となります。
3		授業料軽減助成金を申請すると、私立高校に通うための費用の負担が無くなるのでしょうか。	授業料軽減助成金は支払った授業料に対する助成です。また、国の就学支援金等と東京都の授業料軽減助成金両方のご申請をいただくことで、都内の私立高校の平均授業料である49万円の範囲内で助成を受けることができます。なお、入学金や授業料以外の諸費用は助成の対象なりません。
4	対象要件について	年度の途中で別の学校へ転学しました。転学後の学校での授業料負担分も申請できますか。	助成は年度に1回までです。転学前の学校で申請している場合は、転学後の学校では申請できません。
5		7/2以降に退学しました。次の学校には行っていません。通常申請は申請していません。特別申請で7/1に在籍していた学校で申請できますか。	申請できません。申請日現在に在籍していない場合は助成の対象とはなりません。特別申請の申請日時時点で対象となる学校に在学していることが要件となります。
6		都内に引越しをする予定です。いつまでに住民票を移したら申請できますか。	保護者(申請者)と生徒が令和7年5月1日から申請時まで引き続き東京都内に住所を有していることが必要です。
7		保護者(申請者)は都内に居住しており、生徒が都外に居住しています。申請できますか。	生徒が入学決定後、進学のために都内から都外に移り住んでいる場合は、申請できます。生徒の住民票を都内から移している場合は、「生徒の住民票」と「都外居住申立書」が必要です。「都外居住申立書」は、当財団ホームページから専用の様式をダウンロードして、必要事項を記入の上、アップロードしてください。※昨年度までの「入寮証明書」のように学校の証明は不要です。
8		都外に転居の予定がありますが、申請できますか。	令和7年5月1日から申請時まで、引き続き都内に住所を有している場合は申請できます。申請書類の不備対応等で、郵送により連絡する場合がありますので、申請後に転居される場合は、必ず郵便局に転送届を提出してください。
9		保護者が都外へ単身赴任しています。申請できますか。	都内居住の保護者(親権者等)が別におり、その方が申請者であれば申請できます。保護者全員の課税証明書・非課税証明書が必要となります。
10		保護者が海外に居住しています。申請できますか。	都内居住の保護者(親権者等)が別におり、その方が申請者であれば申請できます。申請者となる方の課税証明書・非課税証明書が必要です。取得できない場合は、「問合せ先」へご相談ください。都内居住の保護者(親権者等)がいない場合は申請できません。
11		生徒が高等学校に入学後に留学をしました。申請できますか。	学校が認める海外留学で、保護者(申請者)が令和7年5月1日から申請時まで引き続いて都内に住所を有しており、在籍する国内の学校で授業料が発生している場合は助成の対象となります。なお、在学中の助成回数は正規の修業年限の範囲内となります。
12		授業料の支払いが遅れていますが、「授業料軽減助成金」の交付対象になりますか。	交付対象になりますが、納付済みの授業料が助成額の上限となります。ただし、都内の学校の場合、既納分を保護者の口座に振り込み、未納分を学校が授業料に充当する場合があります。
13		授業料の支払いが遅れていたため、「授業料軽減助成金」の一部のみ助成を受けました。その後、残りの授業料を支払った場合に差額は申請できますか。	申請できます。令和8年1月上旬(予定)の特別申請の時点で、「対象となる申請者(保護者等)の要件」を満たしていれば申請することができます。ただし、特別申請時まで授業料を納付していることが必要になります。
14	申請者について	世帯主でなくても申請できますか。	世帯主でなくても申請できます。都内に在住している保護者(親権者等)を申請者としてご申請ください。
15		生徒の両親以外が生徒を扶養している場合は申請できますか。	生徒の親権者をご申請ください。ただし、ご事情により親権者以外の収入により生計を維持している場合は、その方が申請できる場合があります。詳しくは、下記「問合せ先」へご相談ください。
16		高校3年生の生徒が成人(18歳)しましたが、生徒本人が申請者となりますか。	入学時未成年であった生徒が成人(18歳)に達した以後も、家族構成等に変更がなく、成人に達する日以前の日において保護者であった者(両親等)の収入により生計を維持している実態に変更がない場合には、保護者(両親等)が申請してください。
17		保護者がいません(成人している場合等)。本人が申請できますか。	生徒が、他の人(配偶者等)の収入により生計を維持している場合は、その方(配偶者等)が申請してください。生徒本人が生計維持者であることが確認できるなど、一定の条件に該当する場合は、生徒本人が申請者となることができます。詳しくは、下記「問合せ先」へご相談ください。
18		親権を行う児童福祉施設の長や里親です。申請できますか。	生徒に対して見学旅行費又は特別育成費等が措置されている場合は、対象外です。措置されていない場合は申請できます。
19	申請受付サイトの操作について	昨年度と申請者を変更したいのですが、昨年度のユーザIDをそのまま使用できますか。	昨年度と申請者が異なる場合は、新しくユーザー登録(ユーザID新規取得)を行い、申請してください。
20		ユーザIDを新規登録する際の注意点はありますか。	キャリアメール(携帯電話会社のメールアドレス)以外のメールアドレスをご利用ください。(キャリアメールでは、URL付きメールを拒否する設定になっていることが多く、申請手続きに関するご連絡が受信できない可能性があります。)また、迷惑メール設定をされている場合は「@shigaku-tokyo.or.jp」のメール受信ができるよう、あらかじめ設定をご確認ください。

21		昨年度申請したのですが、ユーザIDを忘れてしまいました。	ユーザIDは、最初に設定したメールアドレスです。当財団からの通知が届いているメールアドレスがないかご確認ください。連絡先を変更された場合でも、ユーザIDは変更前のメールアドレスとなります。解決しない場合は、申請者ご本人から下記「問合せ先」へご相談ください。申請者ご本人に対してのみ相談の受付は可能です。
22		パスワードを忘れました。	ログイン画面下の「パスワードをお忘れですか？」をクリックし、ユーザー名(登録したメールアドレス)を入力してください。登録されたメールアドレスにパスワード変更メールが届きます。記載されたURLからパスワードを変更してください。
23		変更後のメールアドレスでログインができません。	メールアドレスを変更しても、ユーザー名(ユーザID)は「最初に登録したメールアドレス」のまま変わりません。結果通知等のメールの送信先のみ変更されます。登録変更前のメールアドレスをユーザー名欄に入力してください。
24		在学する学校名が出てきません。	学校種別や課程に間違いがないかご確認ください。正しい学校名を入力しても候補が表示されない場合は、下記「問合せ先」へご連絡ください。
25		申請を一時中断したいのですが、入力した内容を途中で保存できますか。	ステップ1からステップ4まで進むと入力内容を一時保存することができます。ただし、ステップ1～4の必須項目をすべて入力していないと一時保存できません。また、ステップ5でアップロードした画像は一時保存されません。申請を再開した時に再度アップロードしてください。
26	申請受付サイトの操作について	申請が正しくできたか不安です。申請内容を後から確認することはできますか。	確認できます。マイページにログインし、下方にある「申請状況」欄に申請した制度名の表示があり、審査状況が「審査中」となっていれば、申請が完了しております。「表示」ボタンを押すと、申請内容の詳細が確認できます。ただし、アップロード画像の確認はできません。
27		申請完了後、変更・追加依頼のメールが届きました。どうしたらよいですか。	マイページにログインし、「変更・追加」ボタンを押して、訂正または書類の再アップロードをしてください。
28		申請完了後、メールアドレスの変更を行いたいです。どうしたらよいですか。	マイページにログインし、「連絡先変更」をクリックして変更後のメールアドレスを入力してください。メールアドレスはキャリアメール(携帯電話会社のメールアドレス)以外をご利用ください。(キャリアメールでは、URL付きメールを拒否する設定になっていることが多く、申請手続きに関するご連絡が受信できない可能性があります。)ただし、ログイン時に使用する「ユーザID」は、最初に登録したメールアドレスから変わりません。
29		必要書類のアップロード画面で、書類をスキップするとエラーメッセージが出ます。	必須マークがついているものは、必ずアップロードが必要です。
30		生徒証のアップロード欄がわかりません。	生徒証等の画像ファイルは「通帳等」の欄にアップロードしてください。
31		生徒証がないのですが、代わりになる書類は何ですか。	合格通知や学校から配布されたプリント等、学校名と生徒氏名が1枚で確認のできるものは証明書として使用可能です。学校が発行する書類を用意できない場合は、就学支援金申請システム(e-Shien)マイページ画面のスクリーンショットでも受け付けいたします。
32		申請完了後に間違いに気づきました。修正できますか。	電話番号や通知の届くメールアドレスの変更はマイページから変更が可能です。入力内容やアップロード画像の変更はできません。審査で確認が必要と判断されれば、メールや電話、または郵送にてご連絡いたしますので、ご確認頂き、ご対応をお願いいたします。
33	振込口座について	振込先口座は配偶者や生徒名義の口座でも振り込まれますか。	振り込みできません。振込先口座は、必ず申請者名義(個人)の口座をご指定ください。
34		ゆうちょ銀行の店名・口座番号はどうやって確認できますか。	ゆうちょ銀行の通帳に印字された他金融機関からの振込の受取口座用の「店名」・「口座番号」を確認してください。「記号」・「番号」ではありません。詳細については、ゆうちょ銀行公式HPにてご確認ください。  ゆうちょ銀行の店名・口座番号の通帳記載例 【店名】一九八【店番号】198【口座番号】0123456 
35	審査結果について	審査結果はどうやったら確認できますか。	審査の完了後に、ご登録のメールアドレス宛に通知をお送りします。審査結果の詳細は、マイページにログインし、下方にある「申請状況」欄に申請した制度名の表示があり、審査状況が「審査完了」となっていれば、審査結果が出ております。「表示」ボタンを押すと、審査結果の詳細が確認できます。
36		審査結果はいつ出ますか。	都内校は10月・12月・翌年3月、都外校は12月・翌年3月のいずれかの時期に結果を通知いたします。
37		審査結果の通知がなかなか届かないのですが、何か理由があるのでしょうか。	審査状況(申請の不備確認が解消した時期、就学支援金等の認定結果時期)などにより審査結果の通知の時期は異なります。
38		マイページの審査状況欄が「審査中」から変動がありません。状況を教えてください。	マイページの審査状況欄は結果が出るまでの間、「審査中」のままとなります。私立高等学校等授業料軽減助成金(全日制・定時制)の審査が完了した方については、審査結果通知メールをお送りしており、マイページから審査結果をご確認いただけます。今年度、国は高校生等への修学支援として授業料支援の対象者を拡充し、臨時支援金を創設しました(所得要件により昨年度まで就学支援金対象とならなかった方にも、臨時支援金が支給されます)。既にご申請いただきました東京都の私立高等学校等授業料「軽減助成金」については、臨時支援金の支給決定を受け審査が完了となりますが、こちらが遅れているため、現時点では交付決定に至っておりません(マイページの審査状況欄では「審査中」と表示)。交付決定及び助成金の振込は、翌年3月となる見込みです。お時間をいただいておりますが、今しばらくお待ちいただけますようお願いいたします。
39		申請者は父ですが、審査の状況を母である私に教えてもらえますか。	審査の状況に関しては、個人情報保護の観点から、申請者ご本人からお問い合わせいただいた場合のみ回答が可能です。申請者名がお父様の場合、お母様には、申請があるか無いかを含めて、審査の状況を一切お伝えすることができませんのでご了承ください。
40		振込はいつですか。	審査結果を通知するメールを受信した月に振り込まれる予定です。結果通知のメールは、都内校は10月・12月・翌年3月、都外校は12月・翌年3月のいずれかの時期にお送りします。振込予定日は、メールが届きましたらマイページにてご確認ください。

41	申請後の状況の変更について	退学・転学等で授業料が変更になりましたが、手続きは必要ですか。	学校もしくは私学財団から連絡があります。助成額の返金または追加支給となる可能性があります。連絡がありましたら、内容を確認いただき、必要な場合は、お手続きをお願いいたします。
42		7月の申請期間が終了した後に住民税額が変更になったのですが、手続きは必要ですか。	個別の事情により手続きが異なりますので、下記「問合せ先」へご連絡ください。

問合せ先

東京都私学就学支援金センター 授業料軽減担当(高校)

☎ 03-5206-7925 (土日・祝日・年末年始を除く9:15~17:00)

※9:15~10:00頃は電話が混み合うため、つながりにくい場合はお時間を置いておかけ直してください。

掲載内容は令和7年度版です。翌年度は変更になる場合がございます。